

平成30年第4回臨時会議事日程（第1号）

平成30年11月30日（金）

午前10時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 議案第55号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第56号 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第57号 平成30年度吉富町一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第6 議案第58号 平成30年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第7 議案第59号 平成30年度吉富町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第8 議案第60号 平成30年度吉富町水道事業会計補正予算（第1号）について

会期日程表（案）

目次	月日	曜	区分	開議時刻	摘要
第1日	11月30日	金	本会議	午前10時	開会 会期の決定 提案理由の説明 質疑、討論、採決 閉会

平成30年第4回吉富町議会臨時会会議録（第1号）

招 集 年 月 日 平成30年11月30日
招 集 の 場 所 吉富町役場二階議場
開 会 11月30日 10時00分

応 招 議 員 1 番 中家 章智 6 番 花畑 明
2 番 山本 定生 7 番 是石 利彦
3 番 太田 文則 8 番 岸本加代子
4 番 梅津 義信 10番 若山 征洋
5 番 横川 清一

不 応 招 議 員 9 番 丸谷 一秋
出 席 議 員 応招議員に同じ
欠 席 議 員 不応招議員に同じ

地方自治法第121 町 長 今富壽一郎 健康福祉課長 石丸 貴之
条の規定により説明 総 務 課 長 守口 英伸 上下水道課長 和才 薫
のため会議に出席し 企画財政課長 奥田 健一
た者の職氏名

本会議に職務のため 局 長 奥邨 厚志
出席した者の職氏名 書 記 太田 恵介

町長提出議案の題目 別紙日程表のとおり
議員提出議案の題目 別紙日程表のとおり

午前10時00分開議

○議長（若山 征洋君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は9名で、定足数に達しております。ただいまから平成30年第4回吉富町議会臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（若山 征洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、横川議員、花畑議員の2名を指名いたします。

日程第2. 会期の決定について

○議長（若山 征洋君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、お手元に配付の会期日程表（案）のとおり、本日11月30日の1日間としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、会期は、本日11月30日の1日間に決定いたしました。

これから議事に入ります。

日程第3. 議案第55号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第4. 議案第56号 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第5. 議案第57号 平成30年度吉富町一般会計補正予算（第2号）について

日程第6. 議案第58号 平成30年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

日程第7. 議案第59号 平成30年度吉富町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について

日程第8. 議案第60号 平成30年度吉富町水道事業会計補正予算（第1号）について

○議長（若山 征洋君） 日程第3、議案第55号から日程第8、議案第60号の6議案を一括議題といたします。

事務局に議案を朗読いたさせます。事務局長。

○書記（太田 恵介君） 議案第55号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第56号単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第57号平成30年度吉富町一般会計補正予算（第2号）について、議案第58号平成30年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、議案第59号平成30年度吉富町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、議案第60号平成30年度吉富町水道事業会計補正予算（第1号）について。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 次に、町長に提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（今富壽一郎君） 皆さん、おはようございます。

本日、平成30年第4回臨時町議会を招集いたしましたところ、議員各位には公私ともに極めて御多用の中を御出席いただき、まことにありがとうございます。

このたびの臨時議会には、条例案件2件、予算案件4件の計6案件について御審議願いたく、御提案するものであります。

提案理由について御説明申し上げます。

議案第55号は、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

平成30年8月10日の人事院勧告に基づき、これを実施するため一般職の職員の給与改定を行うものであります。

議案第56号は、単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

一般職の職員に準じて給与改定を行うとともに、職員の職務の級に関する規定を新たに設けるものであります。

議案第57号は、平成30年度吉富町一般会計補正予算（第2号）についてであります。

既定の歳入歳出予算にそれぞれ236万1,000円を追加し、予算総額を32億7,348万1,000円とするものであります。

歳入では、18款1項繰越金で、前年度繰越金236万1,000円の増額。歳出では、給与条例の改定に伴う人件費で、特別会計への繰出金を含めて総額で236万1,000円の増額であります。

議案第58号は、平成30年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。

既定の歳入歳出予算にそれぞれ7万1,000円を追加し、予算総額を8億946万8,000円

とするものであります。給与改定に伴う増額補正であります。

議案第59号は、平成30年度吉富町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）であります。既定の歳入歳出予算にそれぞれ9万6,000円を追加し、予算総額を4億8,004万5,000円とするものであります。給与改定に伴う増額補正であります。

議案第60号は、平成30年度吉富町水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。収益的支出に13万7,000円を追加し、収益的支出総額を1億3,965万6,000円とするものであります。給与改定に伴う増額補正であります。

以上、提出議案については、いずれも行政運営上重要なものであります。何とぞ慎重に御審議の上、御議決くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 提案理由の説明が終わりました。

日程第3、議案第55号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 御説明いたします。

人事院勧告の内容に沿って、本町の職員の給与条例を改正するものでございます。

本年度の人事院勧告に基づく給与改定は3つでございます。月例給の引き上げ、ボーナスの引き上げ、そして職員の宿日直手当額の引き上げとなっております。

まず、月例給につきましては、本年4月時点で民間給与が国家公務員の月例給を平均655円、率にして0.16%上回る結果となりました。そのため、4月にさかのぼって給料表を初任給で1,500円、若年層で1,000円程度、その他は400円の引き上げ、率にして平均0.2%引き上げる勧告が行われております。

ボーナスにつきましても、昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間支給割合が、国家公務員を0.06月分上回ったことから、0.05月分の引き上げ勧告が行われております。なお、引き上げ分につきましては、勤務実績に応じた給与を推進するため、勤勉手当に配分することとなっております。

最後に、職員の宿日直手当額についてでございます。これにつきましても、職員の給与の状況を踏まえ、200円引き上げ4,400円とする勧告が行われております。

本町の給与条例につきましても、人事院勧告に沿った内容で改正いたしたく、御審議をお願いするものでございます。

それでは、議案書2ページ、あわせて新旧対照表、資料ナンバー1新旧対照表の1ページをごらんいただければと思います。

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

第1条、一般職の職員の給与に関する条例（昭和36年条例第68号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「困難」を「、困難」に改める。これは、地方公務員法の職員の給与に関する規定で用いられている用語に合わせるため、「複雑困難」を「複雑、困難」に改めるものでございます。

第21条第2項第1号中「100分の90」を「100分の95」に、「100分の110」を「100分の115」に改め、これは再任用以外の職員、いわゆる一般職の勤勉手当の割合を100分の5、0.05月分引き上げるものでございます。後段は、一般職の職員の内、課長または主幹の職にあるものの割合でございます。

新旧対照表は2ページとなります。

同項第2号中「100分の42.5」を「100分の47.5」に、「100分の52.5」を「100分の57.5」に改め、これは再任用職員の勤勉手当の割合を100分の5、0.05月分引き上げるものでございます。後段は、再任用職員の内、課長または主幹の職にあるものの割合でございます。

同条第5項中「次条において同じ。）から」を「次条第3項第3号において同じ。）から」に、「同項」を「第21条第1項」に、「次条において同じ。）」を「次条第1項において同じ。）」に改める。

指定する箇所が次条において同じや同項に規定するなど、次条、同項と大きなくくりになっておりますが、これを次条第3項第3号において同じ。第21条第1項に規定する。次条第1項において同じと、指定する箇所を明確かつ容易にわかるように改正するものでございます。

別表1を次のように改める。初任給で1,500円、若年層で1,000円程度、その他は400円の値上げとなっております。

議案書6ページをお願いします。新旧対照表は8ページでございます。

別表3宿日直の項中「4,200円」を「4,400円」に改める。職員の宿日直手当額を200円引き上げるものでございます。

新旧対照表は9ページでございます。

第2条、一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

この第2条の改正は、附則にありますとおり平成31年4月1日、来年度から施行するものでございます。

第20条第2項中「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5を乗じて得た額」を「100分の130」に、「、6月に支給する場

合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の117.5を乗じて得た額)を「100分の110)を乗じて得たが額」に、これは第20条第2項は期末手当の支給割合を定める規定であります。

6月に支給する期末手当と12月に支給する期末手当の割合は異なっていましたが、来年度から両方とも同じ率にするものでございます。6月も12月も前6カ月の勤務に対する手当でございますので、同じ率にするものでございます。なお、年間の合計支給割合は変更はございません。

前段は一般職の職員、後段は一般職の内、課長または主幹の職にあるものの割合でございます。

「基準日以前」を「、基準日以前」に改め、同条第3項を次のように改める。

第3項、再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の130」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の110」とあるのは「100分の62.5」とする。

これは再任用職員の期末勤勉手当の支給割合を定めるものでございます。一般職と同様に、来年度から6月と12月の支給割合を同じ率にするものでございます。

後段は再任用職員の内、課長または主幹の職にあるものの割合でございます。

新旧対照表は10ページです。

第21条第2項第1号中「100分の95」を「100分の92.5」に、「100分の115」を「100分の112.5」に改め、第21条第2項は勤勉手当の支給割合を定める規定であります。

期末手当と同様に、来年度から6月に支給する勤勉手当と12月に支給する勤勉手当の割合を同じ率にするものでございます。なお、年間の支給割合は変更ありません。

前段は一般職の職員、後段は一般職の内、課長または主幹の職にあるものの割合でございます。

同項第2号中「100分の47.5」を「100分の45」に、「100分の57.5」を「100分の55」に改める。これは再任用職員の勤勉手当の支給割合を定めるものでございます。

一般職と同様に、来年度から6月と12月の支給割合を同じ率にするものでございます。後段は再任用職員の内、課長または主幹の職にあるものの割合でございます。

附則。施行期日等。

第1条、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。6月と12月の期末勤勉手当の支給割合を同じにする規定は、平成31年4月1日、来年度から支給するものでございます。

第2項、第1条の規定（一般職の職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第21条第2項の改正規定を除く。次条において同じ。）による改正後の給与条例（次条において

「改正後の給与条例」という。)の規定は平成30年4月1日から適用する。

給料表の改定等宿日直手当の改定は、平成30年4月1日にさかのぼって適用するというものでございます。

給与の内払。

第2条、改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

規則への委任。

第3条、前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

以上で説明を終わります。

慎重に御審議の上、御議決くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（若山 征洋君） これから質疑を行います。なお、質疑に当たっては、自己の意見は述べられないことになっております。また、質疑の回数は、同一議員につき、同一議題について3回を超えることができないようになっていますので、よろしくお願いします。

質問者、答弁者の発言は、挙手をして議長と発声の後、私から発言の指名を受けてから行ってください。

以上のことを必ずお守りいただきますようよろしくお願いします。

本案に対して御質疑はありませんか。是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 6ページのことでお尋ねしたい。

今の説明の中に、ボーナスの件は6月と12月が違ってただけけれども、同じ率でやると説明を受けたと思うんですが、そこで、この6ページのところ、第2条のところの以下ですね。

説明からすると、6月と12月を100分の110とか、100分の137.5をいくりにするといろいろ書いてありますが、これが同じなんですか、6月と12月。そこんところをもう一度、わかりやすくお願いします。数字は同じものが出ると思ったんですが。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 御説明いたします。

まず、第20条第2項中のところですが、今現在は、6月に支給する場合は100分の122.5でございます。12月に支給する場合は100分の137.5でございます。

これを足しますと、100分の260になります。これを2で割りますと100分の130ということになりますので、両方とも同じ割合ということになります。

以上です。

○議長（若山 征洋君） ほかにありませんか。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） この件に関して、職員組合との合意はできていますか。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えいたします。

職員組合には、人勧どおりに給与改定をするというふうに申し上げております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 説明では、人勧による毎年の一定額の昇給だとお聞きしましたが、人事院勧告による、いわゆる変更部分、もしくは町独自による何か増減させた部分があるか、その辺確認させてください。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 人事院勧告によるものだけでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第55号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第55号は、委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第55号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第56号単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 御説明をいたします。

議案書 8 ページ、あわせて新旧対照表 1 1 ページをごらんいただければと思います。

単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例。

単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和 3 6 年条例第 6 9 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「別表」を「別表 1」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

職務の級。

第 8 条の 2、職員の職務の級は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、別表 2 のとおりとする。

第 2 項、任命権者は、すべての職員の職を前項に規定する別表 2 の基準に従い、前条の給料表に掲げる職務の級のいずれかに格付し、同条の給料表により職員の給料を支給しなければならない。

職務の級に関する規定を新たに設けるものでございます。これは今回の人事院勧告に基づく改正ではございませんが、地方公務員法第 2 5 条に、「職員の給料はその職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、等級ごとに給料表を作成し、その等級ごとに職員を格付する際に、基準となるべき職務の内容を等級別基準職務表として定めなければならない」と規定をされております。

本町では、単労職の給与の場合、1 級から 4 級までの等級の給料表を定めておりますが、格付する際の基準となるべき等級別基準職務表がございませんでしたので、今回、第 2 表として新たに設けるものでございます。

別表を次のように改める。これは今回の人事院勧告に基づく改正でございます。一般職と同様に、初任給で 1, 5 0 0 円、若年層で 1, 0 0 0 円程度、その他は 4 0 0 円の値上げとなっております。

議案書 1 2 ページをお願いします。新旧対照表は 1 8 ページです。

別表 1 の次に次の 1 表を加える。別表 2（第 8 条の 2 関係）

労務職給料表級別基準職務表。

職務の級、基準となる職務。

1 級、定型的な業務を行う労務職員の職務。2 級、労務職員の職務。3 級、経験に基づき困難な業務を行う労務職員の職務。4 級、経験に基づき、相当困難な業務を行う労務職員の職務。

先ほど御説明しましたとおり、職務の級ごとに基準となるべき職務の内容を定めた労務職給料表級別基準職務表を新たに設けるものでございます。

附則。

施行期日等。

第1条、この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表1の改正規定は、平成30年4月1日から適用する。

給料表の改定は、平成30年4月1日にさかのぼって適用するものでございます。

給与の内払。

第2条、改正後の単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例（この条において「改正後の条例」という。）の規定を適用する場合には、改正前の単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

以上で説明を終わります。

慎重に御審議の上、御議決くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（若山 征洋君） これから質疑を行います。本案に対して御質疑はありますか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今、説明を受けました。

単労職の等級のつけ方という形で、基準となる職務内容を定めるということで、それは十分それが必要であろうと思います。誰かの勝手な思いで変えるわけにいきません。

1級、2級、3級、4級。具体的にどういう職務の方を指すのか。そこをわかりやすく、個人名でなくて結構なんで、こういう仕事が1級、こういう仕事が2級というふうにわかりやすく教えていただきたい。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えいたします。

1級、これは定型的な業務を行う職務、労務職員の職務ということになっております。決まったルーティーンにのっとりた職務をする労務職員の職務であろうと思います。

2級につきましては、労務職員の職務。1級の経験に基づいて、一般的な労務職をする職務というふうに思っております。

3級につきましては、経験に基づき困難な業務を行う労務職員の職務。これは数名の労務職員を指揮するような職員であろうというふうに思っております。

4級、経験に基づき相当困難な業務を行う労務職員の職務。これは多数の労務職員を直接指揮、監督する主任的立場の職員というふうに考えております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 具体的に、例えば給食調理員やったらこれぐらいになるやないかとか、何かそういうふうな示し方はできんのかな。ちょっとようわからん。余りにも漠然としすぎて、もうちょっとわかりやすく。

今現在で言ったら、こういう業務についている方は、大体3級ぐらいになると思いますとか。何かそんな感じでわかりやすくできれば。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 今、給食調理員は4名でございます。小学校等に2人、こどもの森に2人ということで配置をしております。それぞれ、今現在は2級の職員と4級の職員が、それぞれ2級、4級で入っております。

そのほかに臨時の方を雇用いたしまして、その方たちと一緒にしておりますが、2級の職員については、4級の職員からの指示、監督、指導、監督に基づいてやっていると思います。

4級の職員は、臨時の職員を含めて見ながら、指示、監督しながらやっていると思います。

給食の調理をするのは、皆さん同時にしてると思うんですが、指示、監督のところはちょっと違うかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 同じ質問だったんですけども、同じような感じで1級、3級というのはどういう職務があるんですか。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） うちの労務職員は給食調理員、先ほどから言ってる給食調理員だけでございますので、仕事は給食を調理するというのが仕事になりますので、指揮、指導するとか、監督するとかそういう立場のものが級が上がっていくということでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 現在は、給食調理員だけが、単労職というんですか、これに該当するというふうに理解してよろしいんですかね。

合わせて、今回のこれだけではなくて、改定について、このことについても職員組合との合意はできているんですか。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 今現在の単純な労務に雇用される職員は給食調理員だけでございます。

この格付につきましては、組合には言っておりません。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員、3回目です。

○議員（8番 岸本加代子君） ほかの今回の改定ですね。それについてはどうなのかということ、この格付についての職員組合との合意。労働条件にかかわる問題なんですけども、そこは無いのはどうしてなんですか。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えをいたします。

ほかの部分、この別表2を追加した第8条の2と、この別表2を追加したもの以外は人事院勧告に基づくものでございます。

既に、1級から4級という格付、給料表はもう既に作成しておりました。そこにどういった基準となる職務だということをここで明確にしたいということにとどまっておりますので、今回は職員労働組合には言っておりません。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） お尋ねします。

今、調理員が4名とか2名とか言われましたんですが、1級というのは、まずは採用された時。例えば高校卒の方が1級から始まると。それから何年かしたら2級、3級とこうなるんだろうと。それで間違いないでしょう、と思います。

その間、2級、3級、4級というのはどのように決定されるのでしょうか。そこんところを教えてください。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 人事評価制度を導入しておりますので、人事評価制度で成績が優秀と言いますか、優秀であれば基準より大きく上がるというのがございますが、一応、基準というものがございます。

高校卒業で採用された場合は、1級の21号に格付するという事になっております。これは予算書にも明記しております。

そして、これも予算書にも明記しておりますけども、通常の成績であれば4号上がっていきます。それが、4号ずつ上がっていきまして、1級は52までいくということになっております。

その後、成績が優秀であれば、それより超えたところで上がることもございますけども、通常の成績であれば、そのまま2級に上がるというような形をとっております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員、3回目。

○議員（2番 山本 定生君） はい、わかりました。

高卒で入るといふか、中途で入ったりとかで、基本的には最初に入った時に1級からスタートだと思ふんですよ。今まではそれがなかったんで、単純にいきよったんですが、今回の定めによると1級だと思ふんです。

ただね、これ定めることによつて、単労職の方々がベースアップになつていくのかどうか。今、言ひました号級は上がつていくんでしようけど。号級は上がつていくんですけど、級として上がつていくのがこれを定めることによつて弊害は出なんのかな。というのが、3級ぐらゐから人を使う側になつた側という前提じゃないですか、今の説明でいくと。

ということは、例へば人を使う側の人と人を使われる側で、大体職務とあるはずなんですね。2人でおる部署なんで、永遠に下についた方は3級に上がれんということに、今回の件でならぬいかなと、ちよつと不安に思つたんで、その辺はどうなんでしょう。これ、最終確認だけお願いしまふ。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えをいたしまふ。

今、職員以外でも臨時の職員を雇用しておりますので、そういった人を指導していただく立場になると思ひますので、3級、4級というふうに、通常の成績であれば上がつていくというふうに思つております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めまふ。

お諮りいたしまふ。ただいま議題となつております議案第56号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めまふ。よつて、議案第56号は委員会付託を省略することに決しまふ。

次に、討論に入ります。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めまふ。これにて質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたしまふ。本案は、原案のとおり可決することに御異議はありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第56号単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第57号平成30年度吉富町一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

これからページを追って質疑に入ります。いいですか。

補正予算書1ページ。歳入2ページ、歳出3ページ、4ページ。次に、5ページ事項別明細書総括歳入、6ページ同じく総括歳出。次に、歳入7ページ。

歳入全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 次に、歳出に入ります。

歳出8ページから9ページ、10ページ、11ページ、12ページ、13ページ。

歳出全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 歳入歳出全般について御質疑はありませんか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今回の人事院勧告による補正ということですから、特に大きく、私たちが聞く必要はないと思います。

先ほど聞いても、人事院勧告に基づくものということだったので、特に予算書で聞くつもりはなかったんですが、1点だけ確認させてほしいんですが、今回、繰越金を財源としてるじゃないですか。

人事院勧告ということは、国が定めたものであるんで、交付税措置か何か確実にこのお金というのは入ってくるんですかね、どうなんですか。それは、確約というのは町にあるんですか。勧告される時に、このお金は出しますよとか、何かそういう確約というの、こういうものにはあるんですかね、毎年、毎年なんですか。ひとつそこを確認させてください。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 人事院勧告に伴い、増額した給与に対しての交付税措置というものはございません。

ただ、給与は一般財源で充てるとというのが基本ですが、補助事業とは別ですけども、基本ですが、やはり交付税にはそういったものをもともと含んでいるんじゃないかなというふうに思っております。

ただ、人勧分はこうですよというのはないということでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 次に、給料費明細書14ページ、15ページ、16ページまで。

以上、補正予算書全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第57号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第57号は委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 一般会計補正予算（第2号）に対する賛成討論を行います。

人事院勧告による給与ベースアップというのは、我々としても、公務員、特に地方公務員については大賛成であります。この内容についても、私も一切異論はございません。

ただ、もう1点だけつけ加えるならば、これであるベースのものではなくて、それ以外の部分、本来あるべきものではない一般部分、例えば残業ですとか、休日出勤とか。そういったものもしっかりと反映してあげてほしいと希望しながら、私の賛成討論とします。

○議長（若山 征洋君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 全協の場で総務課長の説明を受けまして、理解できましたんですが、この議案第2号については反対はしません。

しかしながら、全協の中で、我が町のラスパイレスが県下でも低いほうだと。最低だという話を最初聞いたんですが、そういうことでした。

でありますんで、少しずつ近隣、少なくとも近隣の職員とも肩を並べるぐらいの、それ以上のことにしていただきたいということを、期待を込めて賛成といたします。

○議長（若山 征洋君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は、原案のとおり可決することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第57号平成30年度吉富町一般会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決することに決しました。

日程第6、議案第58号平成30年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

これからページを追って質疑に入ります。

補正予算書1ページ。歳入2ページ、歳出3ページ。次に、4ページ事項別明細書総括歳入、5ページ同じく総括歳出。次に、歳入6ページ。

歳入全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 次に、歳出に入ります。

歳出7ページ。歳出全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 歳入歳出全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 次に、給与費明細書8ページ、9ページ、10ページ。

以上、補正予算書全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第58号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第58号は委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は、原案のとおり可決することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第58号平成30年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決することに決しました。

日程第7、議案第59号平成30年度吉富町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これからページを追って質疑に入ります。

補正予算書1ページ。歳入2ページ、歳出3ページ。次に、4ページ事項別明細総括歳入、5ページ同じく総括歳出。次に、歳入6ページ。

歳入全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 次に、歳出に入ります。

歳出7ページ。歳出全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 歳入歳出全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 次に、給与費明細書8ページ、9ページ、10ページまで。

以上、補正予算書全般について御質疑はありませんか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 1点だけ確認させてください。

さっき国保会計とかは、一般会計から繰り入れたんですけど、公共下水は自前の繰り越しでいけるみたいなんですか。ここは、もう大丈夫なんですかね。その1点だけ。

○議長（若山 征洋君） 上下水道課長。

○上下水道課長（和才 薫君） お答えいたします。

今、議員さん、おっしゃったとおり、自前のところでいけるということで判断しております。

○議長（若山 征洋君） ほかに御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第59号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第59号は委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は、原案のとおり可決することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第59号平成30年度吉富町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決することに決しました。

日程第8、議案第60号平成30年度吉富町水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これからページを追って質疑に入ります。

補正予算1ページ。補正予算実施計画2ページ。予定貸借対照表3ページ、4ページ。補正予算明細書5ページ。給与費明細書6ページ、7ページまで。

以上、補正予算書全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第60号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第60号は委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第60号平成30年度吉富町水道事業会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（若山 征洋君） 以上で、今期臨時会に付議された事件は全て議了いたしました。

これもちまして、平成30年第4回吉富町議会臨時会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前10時52分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成30年11月30日

議 長

署名議員

署名議員